

富士北麓広域周遊観光駐車場整備事業について

観光部

1 「駐車場整備」の背景

(1) 富士スバルラインのマイカー規制の効果的な実施

富士スバルラインのマイカー規制は、これまで渋滞が激しい8月の旧盆前後の12日間を、富士北麓公園を含む5ヵ所の駐車場を利用して実施しているが、次の問題等が生じている。

- ① 駐車場が5ヶ所に分散し、その内、富士ビジターセンターを除く4ヶ所は国道や高速インターから約4～7km離れ利用者に不便をかけている。
- ② 北麓公園は、現在の12日間以上の利用の拡大は困難であるほか、民間駐車場もイベントなどがあればお借りできない日もある。
- ③ 誘導員や仮設トイレなどに多額の経費を要する。
- ④ 県に対して、富士スバルライン自動車利用適正化連絡協議会からマイカー規制に使用できる専用の駐車場を確保するよう要望が出されている。

(2) 富士北麓広域周遊観光の推進

富士北麓地域は、平成20年10月に国の「観光圏」の認定を受け、地元市町村や民間事業者で構成する観光圏協議会において宿泊滞在型観光地を目指した取り組みを進めている。

2 「駐車場整備」検討の経緯

(1) 第1回「富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会」開催

平成21年7月30日に、地元市町村長や観光事業者、環境分野の関係者や有識者等で構成する「富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会」を設置し、同日、第1回検討委員会を開催し次のとおり意見集約がなされた。

- ① マイカー規制実施のための駐車場が分散しており非効率な現在の状況を改善するため、1箇所の駐車場への集約を図る。
- ② マイカー規制の実施期間については、駐車場を整備した上で、現在の12日間に7月の渋滞ピークである海の日を含めた3日間程度を加え、当面15日間とする。
- ③ 整備した駐車場において、スバルラインをはじめ富士山北麓地域にマイカーで訪れる方々に、魅力ある広域周遊観光を提供し裾野の広い観光振興を図る。

(2) 富士北麓の地元選出県議会議員及び市町村長からの連名による要望

(平成21年8月21日知事への要望書提出)

第1回検討委員会での3つの合意を受け、次の要望があった。〈以下、抜粋〉
「今後早急に整備が必要とされる駐車場については、富士北麓市町村長の総意として、中央自動車道、国道138号・139号、東富士五湖道路のインターチェンジ及び富士スバルラインに接近し、富士ビジターセンターと連携を図ることができるような位置にある県有地を提供されたい。」

(3) 第2回「富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会」開催

第2回検討委員会を12月17日に開催し次のとおり意見集約がなされた。

- ① 駐車場整備場所の候補地を東富士五湖道路インターチェンジの東とし、1,400台の駐車場スペース、インフォメーションセンター及びトイレを整備する。
- ② 平成23年度の富士スバルラインマイカー規制に利用するよう取り組む。
- ③ 駐車場を活用した広域周遊観光の推進について、富士山・富士五湖観光圏整備推進協議会、やまなし観光推進機構、県で協議しながら進めて行く。

3 整備する駐車場の概要

- 設置場所：富士吉田市上吉田剣丸尾486林班ろ6小班
- 面積：約8.6ha（内、森林率50%以上）
- 規模：1,400台の駐車規模（舗装）
- 付帯施設：インフォメーションセンター（平屋150㎡）、トイレ（55㎡）

4 整備スケジュールと活用

<H21年度>

- 「富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会」の開催（2回開催）
- 地形測量、概略設計、環境影響評価（H21年度～H22年度）の実施

<H22年度>

- 環境影響評価（H21年度～H22年度）、駐車場詳細設計
- 施設詳細設計、駐車場及び付帯施設の建設
- 広域周遊観光促進基礎調査、周遊観光研究会の開催（H22年度～）、観光人材の育成（H22年度～）等
- * 詳細設計費、建設事業費は、平成22年2月県議会へ提案予定。

<H23年度～>

- 富士スバルラインのマイカー規制（15日間）に利用
- 周遊型モデル商品の販売、二次交通の試行・運行

<H26年度～>

- 富士北麓広域周遊観光の本格的な実施

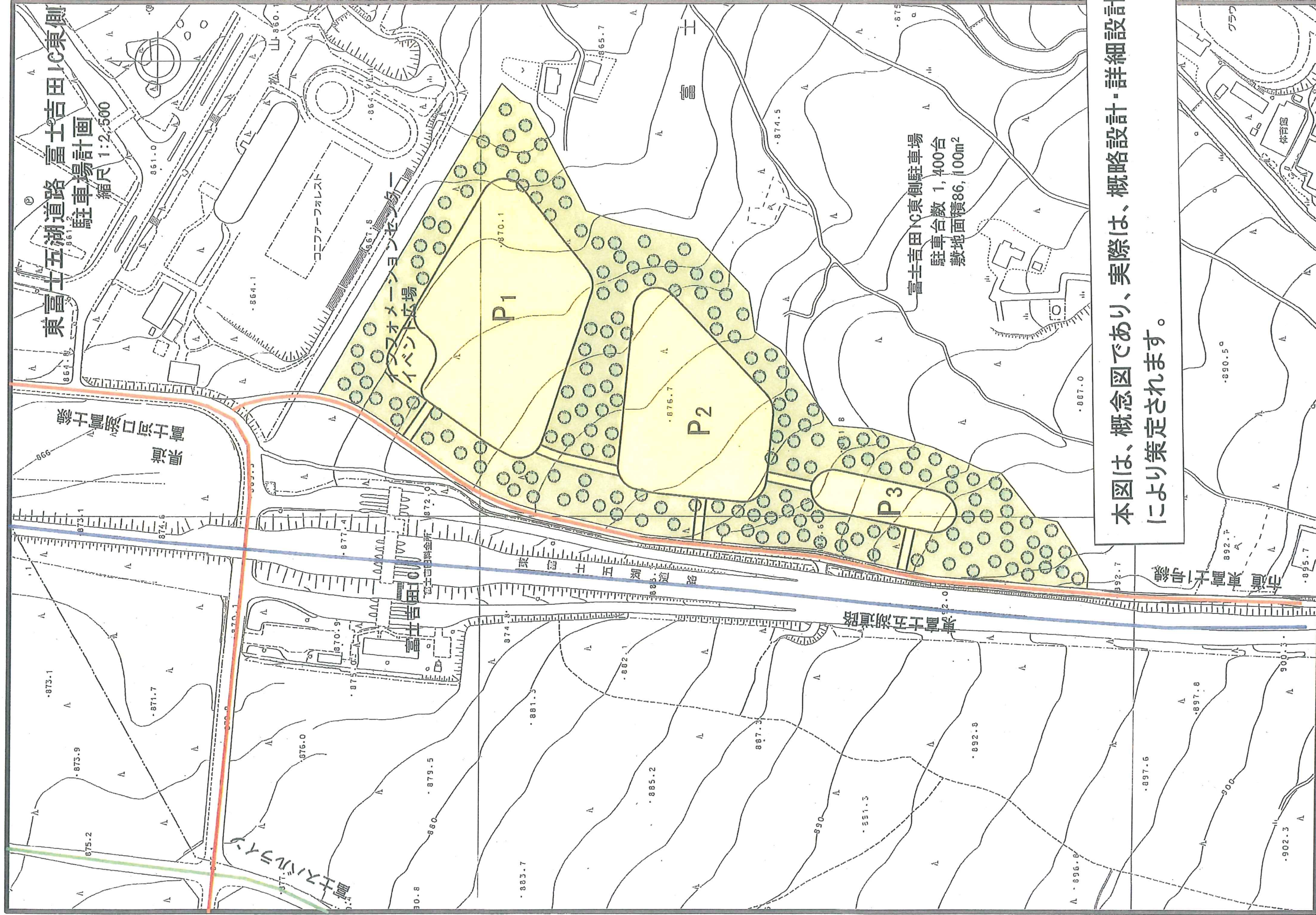
富士北麓広域周遊観光駐車場の整備について

用地選定の基本的な考え方		候補地の状況	富士吉田市上吉田剣丸尾486林班ろ6小班[8.6ha]
アクセス	利用者にとって、交通アクセスが良好であること。	候補地は、中央自動車道インターチェンジ、国道138号、139号に近接しており、富士スバルライン、東富士五湖道路インターチェンジからも至近距離にある。	
自然環境	自然公園法上の規制が少なく、自然環境への影響に、最大限配慮できる場所であること。	候補地は、剣丸尾地区の県有林の一角に位置しているが、東富士五湖道路により、一団の森林から分断されており、県有林の管理経営の上で、今後の利用計画においては、風致保存林から除外される予定の地区である。環境省による自然環境保全基礎調査では、剣丸尾のアカマツ林は「富士スバルラインのアカマツ林」として特定植物群落に選定されているが、候補地は、この群落の範囲に含まれていない。	
土地利用	土地利用規制の中で、開発可能地であること。	候補地は、自然公園法の普通地域であり、加えて、剣丸尾県有林の中で、唯一、富士北麓都市計画において準工業地域に指定されており、今後、開発が予定されている地域である。	
景観	景観へ及ぼす影響が少ない地域であること。	候補地は、隣接地まで開発されており、また、西側については、東富士五湖道路と接している。森林法による残地森林50%を確保する中で、富士河口湖町天上山公園、御坂峠旧道、富士吉田市新倉山浅間公園、富士山五合目等の周辺展望地からの良好な眺望景観とすることを基本に整備を進めることで、十分景観に配慮できる場所である。	
駐車台数	一団とした用地で、1,400台の駐車スペースが確保できる面積を有すること。	<p>候補地は、面積が8.6haであり、森林法の規定による森林率50%以上を考慮することとしても、1,400台の駐車スペースの確保は、十分可能である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車スペース 25㎡/台 × 1,400台 ≒ 35,000㎡ ……① ● 付帯施設用地（インフォメーションセンター、トイレ、その他）≒ 5,000㎡ ……② ● 残地森林率 (8.6ha - (①+②)) / 8.6ha × 100 ≒ 53.5% </div>	
ビジターとの連携	富士ビジターセンターと連携を図ることができること。	候補地は、情報発信はむろんのこと、仮に整備する駐車場が不足する場合は、100台程度の共有が図られる場所にある。また、より連携が図られるよう、歩道や連絡道等の整備について今後検討する。	

環境影響調査の現状	<p>現在、周辺を含むエリアにおいて環境影響評価のための調査に着手しているが、これまでの時点で、次のとおり報告されている。</p> <p>【植生】 剣丸尾溶岩上に成立した自然林のヤマツツジ - アカマツ群集である。環境省による自然環境保全基礎調査では、剣丸尾のアカマツ林は「富士スバルラインのアカマツ林」として特定植物群落に選定されているが、候補地は、この群落の範囲に含まれていない。</p> <p>【動物】 踏査中に、ハクビシンの糞やカラ類（鳥類）が確認されたが、木々間隔が狭いため、オオタカの営巣には一般的に適さない林といえる。</p> <p>【地質】 溶岩流の分布域であり、0.3~1.0m程度の溶岩岩塊が露出し、地表面に凹凸が見られるが、駐車場としての支持層には問題ないと判断される。</p>	今後の進め方	<p>現在、環境影響評価のための調査を行っており、その成果を基に自然環境の保全に万全を期すとともに、周辺からの眺望景観にも最大限配慮しながら、駐車場整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境影響評価 現在調査中 ~ H22年10月 ○ 実施設計 H22年2月/2月県議会へ提案予定 ○ 建設事業費 同上 ○ 工事着手時期 環境影響評価終了後、各種許認可が完了次第工事に着手 <p>※ 平成23年度の富士スバルラインマイカー規制には利用できるよう取り組んでいく。</p>
-----------	--	--------	--

富士北麓観光駐車場





本図は、概念図であり、実際は、概略設計・詳細設計により策定されます。

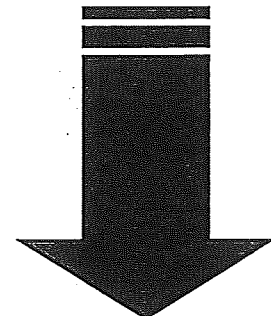
大型駐車場を拠点とする富士北麓広域周遊観光

基本方針

- 富士北麓地域に整備される大型観光駐車場を拠点とした周遊観光を推進する。
- マイカー利用観光客等のパークアンドライド観光を推進する。

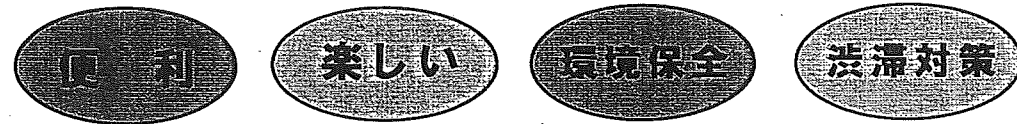
課題

- 大型駐車場で乗り換えて、バス等を利用するほうが、便利、楽しい、利用する価値があると感じるためのメニューの造成
- (例) 地元ならではの着地型旅行商品の造成・販売 (やまなし観光推進機構)
- 地域をより深く体感するメニューを提供



視点

- 大型駐車場を活用して、パークアンドライド型による周遊型観光を確立する。
- 自家用車を運転していくより、便利、楽しい、利用する価値があるといったものとする。



当面の運営体制

- 広域周遊型観光が定着するまでは、やまなし観光推進機構が運営することを検討する。
(機構は、着地型旅行を企画立案し、推進することを目的としており、駐車場の運営を軌道に乗せることが必要のため。)
- 定着し、軌道に乗った段階で、指定管理を検討する。

利用者のイメージ

